

法律第五十一号（平一六・五・二六）

不正競争防止法の一部を改正する法律

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「（明治四十年法律第四十五号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第七号（第十一条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

附 則

この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

（経済産業・内閣総理大臣署名）